

大阪地方最低賃金審議会

第311回総会

議事録

平成27年度

大阪地方最低賃金審議会総会

第311回本審議会議事録

1 日 時

平成27年6月16日（火）午前9時00分～同9時30分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

高瀬委員、富田委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、上山委員、櫛田委員、楠本委員、中井（寛）委員

（使用者代表委員）

近藤委員、中井（正）委員、中野委員、古谷委員、吉田委員

（事務局）

中沖局長、高井労働基準部長、谷本賃金課長、古田主任賃金指導官、船間賃金指導官、
星島賃金指導官、那須専門監督官、飯田最低賃金第1係長、福谷賃金主任

4 審議事項

（1）審議会会長及び会長代理の選出について

（2）小委員会等の設置について

（3）その他

(開会 午前9時00分)

古田主任

それでは、ただいまより大阪地方最低賃金審議会第311回の総会を開催いたします。

まず最初に、傍聴人の皆様をお願い申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員の長尾委員、それから使用者を代表する委員の西田委員がご欠席ですが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、当審議会が有効に成立していることにつきましてご報告を申し上げます。

なお、会長及び会長代理が選出されるまでの間、事務局のほうで議事進行をさせていただきます。

それではまず、大阪労働局中沖局長よりご挨拶申し上げます。

中沖局長

おはようございます。局長の中沖でございます。

委員の皆様方には今回、大変ご多忙の中、この最低賃金審議会の委員、お引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。

昨年度の地域別最賃の審議におきましては、19円の引き上げの答申をいただきまして、大阪府最低賃金838円となったわけでございます。本年度につきまして、こうしたこれまでの経緯、昨年夏季の経過を踏まえご議論いただくことになると考えております。実際の改定諮問につきましては、ご承知のとおり、東京の中央最低賃金審議会、こちらのほうでの目安が諮問された後、速やかに行いたいと考えております。

なお、本日の総会、2年ごとの改選期に当たっておりますので、大変恐縮でございますが、まず会長及び会長代理の選出、そして各小委員会の委員の選出等をお願いしたいと考えております。

委員の皆様方には、大変暑い季節でございますが、大阪府の最低賃金、適正に決定されますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

古田主任

それでは、続きまして審議会委員の改選がございましたので、本日ご出席の委員の皆様をご紹介申し上げます。

まず、公益を代表する委員をご紹介いたします。

高瀬委員でございます。

富田委員でございます。

服部委員でございます。

深井委員でございます。

水島委員でございます。

次に、労働者を代表する委員をご紹介いたします。

井尻委員でございます。

太田委員でございます。

上山委員でございます。

櫛田委員でございます。

楠本委員でございます。

中井委員でございます。

次に、使用者を代表する委員をご紹介します。

近藤委員でございます。

中井委員でございます。

中野委員でございます。

古谷委員でございます。

吉田委員でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議事（１）の会長及び会長代理の選出についてでございますが、最低賃金法第２４条第２項の規定によりまして、会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。

当審議会では、従来、公益を代表する委員より事前にご協議いただきました結果をこの場でご報告いただき、各委員にお諮りする方法で選出してまいりました。

本年度も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

古田主任

異議がないようでしたら、それでは公益を代表する委員の協議結果につきまして高瀬委員から発表をお願いいたします。

高瀬委員

では、協議いたしました結果をご報告させていただきます。会長には富田委員、それから会長代理には服部委員にお引き受けいただくことに決まっております。以上報告とさせていただきます。

古田主任

ありがとうございます。

会長には富田委員、会長代理には服部委員との発表でございますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異 議 な し ）

古田主任

ありがとうございます。

それでは、全会一致で会長を富田委員、会長代理を服部委員をお願いすることに決定をいたしました。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

富田会長

今年度会長を務めることになりました。何かと不手際もあろうかと思えますけれども、委員の皆様方のご協力を得て、円滑な議事運営に努めたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

古田主任

それでは、以後の議事進行につきまして、富田会長、よろしくどうぞお願いいたします。

富田会長

それでは、審議を進めます。お手元の会議次第に沿って進めたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議事（２）の小委員会等の設置についてに入ります。

まず、審議会の運営に当たって審議の進め方、問題点等を協議する運営小委員会の設置です。

この小委員会の構成はこれまで、公益を代表する委員３名、労働者を代表する委員２名、使用者を代表する委員２名となっております。これまでどおりということによろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

富田会長

ありがとうございます。

小委員会等の委員は会長が指名することとされております。

運営小委員会の公益を代表する委員は、服部委員、水島委員、私、富田ということにさせていただきます。

次に、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員については、労使双方からご提案をお願いいたします。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

井尻委員

労働側といたしましては、運営小委員会につきまして、楠本委員と私、井尻の２名でお願いしたいと思えます。

富田会長

次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

中井（正）委員

近藤委員と私、中井で務めさせていただきたいと思えます。

富田会長

ありがとうございました。

運営小委員会の公益を代表する委員は服部委員、水島委員と私、富田、労働者を代表する委員は井尻委員と楠本委員、使用者を代表する委員は近藤委員と中井委員の7名とさせていただきます。

なお、本日、この会議の終了後、引き続いて第1回の運営小委員会を開催することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、特定産業別最低賃金の改正の必要性を審議する特別小委員会の設置に移ります。

この特別小委員会の構成は、これまでは各代表から4名ずつになっております。これもこれまでどおりでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

富田会長

ありがとうございます。

公益を代表する委員につきましては、高瀬委員、長尾委員、服部委員、深井委員とさせていただきます。

次に、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員については、労使双方からご提案をお願いいたします。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

井尻委員

特別小委員会につきましては、楠本委員、太田委員、中井委員、私、井尻の4名でお願いしたいと思います。

富田会長

次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

中井（正）委員

中野委員、それから近藤委員、西田委員、私、中井ということで務めさせていただきたいと思えます。

富田会長

ありがとうございます。

確認いたします。特別小委員会の公益を代表する委員は高瀬委員、長尾委員、服部委員、深井委員、労働者を代表する委員は井尻委員、太田委員、楠本委員、中井委員、使用者を代表する委員は近藤委員、中井委員、中野委員、西田委員の12名の委員とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

富田会長

続きまして、審議に用いる資料など、審議会運営上の基本的な問題を協議する基本問題協議会の設

置に移ります。

この協議会の構成はこれまで各代表から3名ずつになっております。こちらもこれまでどおりでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

富田会長

それでは、公益を代表する委員につきましては、高瀬委員、長尾委員と私、富田とさせていただきます。

次に、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員については、労使双方からご提案をお願いいたします。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

井尻委員

労働側につきましては、楠本委員、中井委員、私、井尻の3人をお願いしたいと思います。

富田会長

次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

中井（正）委員

近藤委員、それから西田委員、私、中井ということをお願いします。

富田会長

ありがとうございました。

確認いたします。基本問題協議会の公益を代表する委員は高瀬委員、長尾委員と私、富田、労働者を代表する委員は井尻委員、楠本委員、中井委員、使用者を代表する委員は近藤委員、中井委員、西田委員の9名の委員とさせていただきます。

事務局で小委員会等の委員名簿ができ上がっているようでしたら、配付してください。

(事務局が委員名簿を配布)

誤りがないか、ご確認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

特に間違いがなければ、次の議題に入りたいと思います。

次に、議事（3）のその他についてです。

まず、お手元に資料が配られておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

古田主任

それでは、資料4と5につきましてご説明をさせていただきます。

まず、資料4は、厚生労働省が行います、最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業に関するものでございます。

この支援事業は平成23年度から、名称や内容を多少変えながらも、資料の9ページ、4-2に記載されておりますように、まずワンストップで無料の相談・支援体制を整備する最低賃金引き上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等の支援事業、それから2つ目としまして最低賃金引き上げに向けた業種別団体の賃金底上げのための取り組みを支援する業種別団体助成金の支給、3つ目としまして最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者の取り組みを支援する業務改善助成金の支給という3つの事業を行っております。

このうち専門家派遣・相談等の支援事業は、経営資源が不足がちな中小企業・小規模事業者に対しまして最低賃金の引き上げに向けた環境整備を図ることを目的としております。今年度からは、7ページにございます資料4-1のところに、簡易な相談に対しましては全国最低賃金総合電話センターを設置して対応し、従来からございます各都道府県の最低賃金総合相談支援センターにおきましては主に対面相談、専門家派遣を行い、経営管理や労務管理などの専門家による無料相談のワンストップサービスを提供しております。

大阪は、助成金制度の対象とはなっておりませんので、最初に申し上げました1番の専門家派遣・相談等支援事業が主体となっております。大阪労働局では、最低賃金総合相談支援センターを昨年度と同じ大阪府社会保険労務士会に委託して設置しております。昨年度の実施状況につきましては、19ページ、資料4-4とおり、相談件数は合計603件、専門家の派遣が91件ございました。

また、本年度におきましても、最低賃金の時間額が838円からさらに引き上げられますと、多くの中小企業あるいは小規模の事業者の方に影響を及ぼすと考えられておりますので、そういった方々にもご利用いただけるよう、さまざまな機会を通して、事業者団体あるいは個別事業主さんへの周知広報へ努めてまいりたいと考えております。

次に、資料5につきましてご説明いたします。

資料の5-1から5-5は、昨年9月19日に開催されました第310回総会以降に提出された最低賃金に係る労働団体等からの要請書でございます。

21ページの資料5-1は、本年1月20日付けで日本労働組合総連合会大阪府連合会から大阪地方最低賃金審議会会長と大阪労働局長宛てに、審議会の円滑な推進と最低賃金行政の環境整備に向けた意見・要望書として、大阪府最低賃金を早急に連合大阪リビングウェイジの990円を確保するよう求めるもの、従来の上げ幅改定議論から脱却し、あるべき最低賃金水準の議論へ転換を図ることを求めるもの、審議会資料Aランクにおける大阪の個別データを公表するよう求めるものなどがございます。

23ページの資料5-2は、本年2月17日付けで関西合同労働組合から厚生労働大臣及び大阪労働局長宛て提出された要求書でございます。

最低賃金に関する内容としましては、最低賃金1,500円を求めるものでございます。

25ページ、資料5-3は、本年2月25日付けで全日本建設交運一般労働組合大阪府本部、同大阪トラック部会の連名で大阪労働局長宛て、トラック運転者の状態改善を求める要請があったものでございます。

最低賃金に関する内容といたしましては、大阪での道路貨物運送業の産業別最低賃金法制度化の新設等について、法定要件を最低賃金法第1条の趣旨に基づいた内容に改正されることなどを求めるものでございます。

27ページの資料5-4は、本年3月23日付けで全大阪労働組合総連合から大阪労働局長及び大阪地方最低賃金審議会会長宛て、最低賃金審議会委員の公正任命と最低賃金審議会の公開性を求める要請があったものでございます。

内容としましては、最低賃金審議会、同専門部会の全てを公開し、民主性・公開性を貫くことを求めるもの、大阪労連加盟組織及び大阪労連推薦者を最低賃金審議会委員に任命すること、大阪府最低賃金を時間額1,400円以上、日額1万円以上、月額20万円以上に引き上げること、全国全産業一律1,000円を最低賃金制を確立することなどを求めるものでございます。

29ページ、資料5-5は、本年4月15日付けで近畿地方交通運輸産業労働組合協議会、同トラック部会、大阪交通運輸産業労働組合協議会トラック部会の連名で大阪労働局長宛て、2015年度交通運輸産業政策制度要求の申し入れがあったものでございます。

最低賃金に関する内容としましては、トラック運転者の特定最低賃金制度を全国に設定できるよう、各事業者への指導を求めるものでございます。

それから、本日配付させていただきました資料ですけれども、これは本年6月8日付けで全大阪労働組合総連合から大阪労働局長及び大阪地方最低賃金審議会会長宛て、最低賃金の時間額1,400円以上への引き上げと全国一律最低賃金の法制化を求める要請があったものでございます。

内容としましては、大阪府最低賃金を、時間額1,400円以上、日額1万1,200円以上、月額20万円以上に引き上げること、全国全ての労働者が健康で文化的な生活を営むために必要な賃金の最低額を保障すること、最低賃金審議会、同専門部会の全てを公開し、民主性・公開性を貫くこと、全国・全産業一律の最低賃金制を確立させること、最低賃金の日額、月額設定を復活させることなどを求めるものでございます。

また、同日付けで全大阪労働組合総連合、全国労働組合総連合取り扱いの383団体及び個人署名9,776筆の全国一律時間額1,000円以上の最低賃金実現を求める要請書、化学一般労働組合連合取り扱いの個人署名899筆の大阪府の最低賃金838円を大幅に引き上げ、時間額1,000円以上の最低賃金実現を求める要請書がそれぞれ提出をされております。

以上でございます。

富田会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

それでは、こちらで用意した議題は以上です。

委員の皆様からその他のことに関しましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

例年行っております関係する方々からの意見聴取、いかがいたしましょうか。

はい。

井尻委員

例年行われている関係労使からの意見陳述の件でございますが、労働側といたしましては例年どおり3名の意見陳述をさせていただきたいと思っております。

以上です。

富田会長

関係者からの意見陳述に関しまして、今年度、使用者側はいかがいたしましょうか。

中井（正）委員

私どものほうは、2名ということで調整させていただきたいと思えます。

富田会長

今年度の関係者からの意見陳述は、今のところ、労働者を代表する側からは3名、使用者を代表する側からは2名の意見陳述を考えておるといことです。

この点に関しまして、委員の皆様のご意見いかがでしょうか。

特にご意見ないようでしたら、労働者側3名、使用者側2名ということで、今年度、意見陳述を行いたいと思えますので、よろしく願いいたします。

意見を陳述される方の選任につきましては、労働者側は井尻委員、使用者側は中井委員にお願いいたします。

ほかにご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

（ 意見、質問なし ）

事務局のほうから何かありますでしょうか。

谷本課長

賃金課の谷本です。よろしく申し上げます。

事務局からご提案がございます。内容は、総会議事録と総会にお出ししております会議資料の公開についてでございます。

現在、大阪労働局のホームページでは総会の議事要旨を掲示公開させていただいておりますが、本日のこの総会から議事要旨の公開に替えまして議事録及び会議資料を公開することとしてはどうかと考えております。総会の議事録及び会議資料につきましては既に大阪労働局賃金課の窓口で閲覧できるようにはなっており、公開されておりますし、会議資料につきましては傍聴人の方にも配布させていただいておりますので、当局のホームページでの公開も特に問題はないと考えておりますが、ご審議をお願い申し上げます。

富田会長

ただいまの事務局の提案についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

それでは、この総会から総会の議事録及び会議資料について大阪労働局ホームページにて公開することといたします。

その他、事務局からございますか。

古田主任

それでは、今後の日程についてご説明をさせていただきます。

本日は、この後、引き続きまして第1回運営小委員会を開催させていただきます。

それから、次回の第2回総会でございますが、7月9日木曜日、を予定しております。この日は第1回特別小委員会が午前10時からありまして、その後、午前11時から第2回総会の開催を予定しております。議事といたしましては、地域別最低賃金の改正決定の諮問、特定最低賃金の改正の必要性と改正決定の諮問を予定しております。

また、第2回特別小委員会につきましては、7月22日に開催予定をしております。

また、第3回総会の日程につきましては、現在、中央最低賃金審議会の目安伝達後にできるだけ早く開催をさせていただきたいと考えております。ちなみに、昨年を目安伝達は7月29日でございますので、今年度もそのあたりで考えております。

以上でございます。

富田会長

ありがとうございました。

ほかに委員の皆様からご意見、ご質問ございませんでしょうか。労働者を代表する委員、よろしいですか。

(意見、質問なし)

はい。使用者を代表する委員、よろしいですか。

(意見、質問なし)

はい。公益を代表する委員、よろしいでしょうか。

(意見、質問なし)

はい。ありがとうございました。

なお、本日の会議の議事録への署名につきましては、労働者を代表する委員は井尻委員、使用者を代表する委員は中井委員にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日はこれで閉会といたします。

(閉会 午前9時30分)